

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和4年2月5日 14時30分ごろ |
| 発生場所 | 千葉県千葉港葛南区船橋東ふ頭 潮見四等三角点から真方位077° 1,640m付近 (概位 北緯35° 40.6′ 東経139° 59.1′) |
| 事故の概要 | 液体化学薬品ばら積船伸興丸は、着岸作業中、着岸していた液体化学薬品ばら積船第十二雄豊丸に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年4月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 液体化学薬品ばら積船 伸興丸、499トン 137189、伸興海運株式会社 B 液体化学薬品ばら積船 第十二雄豊丸、499トン 142842、有限会社明栄汽船、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、五級（航海） B 船長B、四級（航海） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | A 左舷船首部のハンドレールに曲損、荷役ホースに破損 B 右舷船首部の外板及びフェアリーダガードに擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約12m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時 |
| 事故の経過 | A船は、船長Aほか4人が乗り組み、西北西方に伸びる千葉港葛南区の船橋東ふ頭E岸壁（以下「本件岸壁」という。）に船首を南南西方に向けて船尾着けで着岸しているB船の右舷方約20mに同じく船尾着けする目的で、本件岸壁の南方160m付近で右舷錨を投下して船首を南南西方に向け、約1.6ノットの対地速力で本件岸壁に向けて後進を始めた。 船長Aは、右方から平均約7m/sの北西の風を受ける状況下、風が約12m/sに強まって少し左舷側に流され始めたが、このままでも着岸できると思って後進を続けていたところ、A船の船首がB船に接近したので、主機を中立として錨鎖を巻き揚げようとしたものの間に合わず、左舷船首部がB船の右舷船首部に衝突した。 B船は、船長ほか4人が乗り組み、本件岸壁に着岸していたところ、A船がB船に衝突した。 |
| 分析 | A船は、右方から北西の風を受ける状況下、船首を南南西方に向けて船尾着けで着岸しているB船の右舷方約20mに同じく船尾着けす |

| | |
|--------------|---|
| | <p>る目的で、右舷錨を投下して後進により本件岸壁に接近中、船長Aが、風により船首が左舷側に流され始めたものの着岸作業を続けたことから、左舷側に着岸中のB船に接近し、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件岸壁に着岸中、A船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A船が、右方から北西の風を受ける状況下、船首を南南西方に向けて船尾着けで着岸しているB船の右舷方約20mに同じく船尾着けする目的で、右舷錨を投下して後進により本件岸壁に接近中、船長Aが、風により船首が左舷側に流され始めたものの着岸作業を続けたため、左舷側に着岸中のB船に衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、着岸作業において、風向及び風速の変化に留意し、船体が圧流される場合には、周囲の状況に応じて、着岸操船をやり直すこと。 ・ 船長は、風の影響を受ける状況下で着岸する場合、錨鎖を小刻みに伸出したり巻き揚げたりして、行きあしや船体姿勢を制御すること。 |